

平成 18 年 5 月

第 3 回にかほ市議会臨時会会議録

平成 18 年 5 月 10 日 開 会

平成 18 年 5 月 10 日 閉 会

にかほ市議会

平成 18 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 18 年 5 月 10 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 議事調査係長 佐藤 正之
庶務係長 藤谷 博之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	教育長	三浦 博
企業管理者	佐々木 勝利	総務部長	須田 正彦
市民部長	池田 史郎	健康福祉部長	笹森 和雄
産業部長	岩井 敏一	建設部長	金子 則之
教育次長	小柳 伸光	ガス水道局長	須田 登美雄
消防長	高橋 誠	総務部総務課長	齋藤 隆一
財政課長	佐藤 好文	税務課長	森 鉄也
収入役室長	齋藤 乃里子	すくすく子育て支援課長	須藤 金悦
観光課長	長谷山 良	教育委員会総務課長	佐藤 文一
管理課長	長谷川 勲		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成18年5月10日（水曜日）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長 の 選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期 の 決定
- 第5 副議長 の 選挙
- 第6 議席 の 指定
- 第7 常任委員の選任
- 第8 議会運営委員の選任
- 第9 議会広報編集委員の選任
- 第10 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第11 議長の常任委員辞任の件
- 第12 議案第82号 平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第13 議案第83号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第14 議案第84号 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第15 議案第85号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）

第16 にかほ市開発公社理事の推せんについて

第17 委員会の閉会中の継続審査の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

事務局長（竹内享一君） 議会事務局長の竹内でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の山田明議員を御紹介申し上げます。

【臨時議長（山田明君）議長席に着く】

臨時議長（山田明君） おはようございます。ただいま紹介されました山田明です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は24人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから平成18年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による説明出席者名簿は、お手元に配付のとおりです。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席とします。

.....

【指定された仮議席】

1 番	本 藤 敏 夫	2 番	池 田 甚 一
3 番	佐 藤 元	4 番	加 藤 照 美
5 番	小 川 正 文	6 番	佐 々 木 清 勝
7 番	飯 尾 善 紀	8 番	竹 内 賢
9 番	斎 藤 修 市	10 番	村 上 次 郎
11 番	宮 崎 信 一	12 番	佐 々 木 正 勝
13 番	佐 藤 文 昭	14 番	伊 藤 知
15 番	佐 々 木 平 嗣	16 番	竹 内 睦 夫

17 番 市 川 雄 次

18 番 榊 原 均

19 番 佐々木 正 明

20 番 佐々木 弘 志

21 番 山 田 明

22 番 池 田 好 隆

23 番 菊 地 衛

24 番 佐々木 正 己

.....

臨時議長（山田明君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

臨時議長（山田明君） ただいまの出席議員は24人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、1番本藤敏夫議員、2番池田甚一議員、3番佐藤元議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効となりますので、氏と名をフルネームで、はっきりと記入願います。投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

臨時議長（山田明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（山田明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

臨時議長（山田明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

【点呼に応じ各員投票】

臨時議長（山田明君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（山田明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番本藤敏夫議員、2番池田甚一議員、3番佐藤元議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人本藤敏夫君、池田甚一君、佐藤元君立ち会いの上、開票】

臨時議長（山田明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数24票、有効投票24票、無効投票なし。有効投票のうち、竹内睦夫議員11票、佐藤文昭議員9票、榊原均議員3票、佐々木正己議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、竹内睦夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

臨時議長（山田明君） ただいま議長に当選された竹内睦夫議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

竹内睦夫議員、返事をお願いします。

【16番（竹内睦夫君）「はい」と呼ぶ】

臨時議長（山田明君） 議長席にお着き願います。

これで臨時議長の任務は終了しました。皆様方の御協力、まことにありがとうございました。

【臨時議長（山田明君）議長席を退き、議長（竹内睦夫君）議長席に着く】

事務局長（竹内享一君） それでは、議長、就任のあいさつをお願いします。

議長（竹内睦夫君） （起立）どうも御苦労さまです。ただいま、皆さんの御推挙によりまして、はからずも議長という大役につくことになりました竹内睦夫でございます。

今、平成の大合併のもとに、にかほ市が新たに誕生して、実質これから新年度のスタートというふうになるこのときに、このような大役を自分が仰せつかったことに対して、まことに身の震える思いでございます。

これからは、御先輩皆様方の御指導をいただきながら、同僚の皆様方と力を合わせ、開かれた議会、また、活性化する議会ということで、住民の皆様との接点を常に求め続けながら、邁進してまいりたいと努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。（着席）（拍手）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、4番加藤照美議員、5番小川正文議員を指名します。

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時29分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は24人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番佐々木清勝議員、7番飯尾善紀議員、8番竹内賢議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効となりますので、氏と名をフルネームで、はっきりと記入願います。それでは、投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番佐々木清勝議員、7番飯尾善紀議員、8番竹内賢議員、それぞれ開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐々木清勝君、飯尾善紀君、竹内賢君立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数24票、有効投票24票、無効投票なし。有効投票のうちの結果を発表いたします。佐々木正明議員6票、佐々木正勝議員6票、山田明議員6票、佐々木正己議員4票、飯尾善紀議員1票、竹内賢議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、佐々木正明議員、佐々木正勝議員、山田明議員の得票数は、いずれもこれを超えております。三議員の得票数は同数でございます。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。佐々木正明議員、佐々木正勝議員、山田明議員は議場におられますので、くじを引いていただきます。

それでは、3議員よりくじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。くじは抽選機で行います。

くじを引くに当たり、9番齋藤修市議員、10番村上次郎議員、11番宮崎信一議員、くじの立ち会いをお願いします。

1回目の抽選順序は議席番号順になっておりますので、12番佐々木正勝議員、くじを引いてくだ

さい。

【斎藤修市議員、村上次郎議員、宮崎信一議員立ち会いの上、12番（佐々木正勝君）くじを引く】

議長（竹内睦夫君） 次に、19番佐々木正明議員。

【斎藤修市議員、村上次郎議員、宮崎信一議員立ち会いの上、19番（佐々木正明君）くじを引く】

議長（竹内睦夫君） 続きまして、21番山田明議員。

【斎藤修市議員、村上次郎議員、宮崎信一議員立ち会いの上、21番（山田明君）くじを引く】

議長（竹内睦夫君） くじを引く順序が決定いたしました。1番目にくじを引いていただく議員は山田明議員、2番目が佐々木正勝議員、3番目が佐々木正明議員。

くじを引くに当たり、立会人を指名いたします。9番斎藤修市議員、10番村上次郎議員、11番宮崎信一議員、3名の方に立ち会いをお願いします。

先ほど申しあげました順序により当選人を決定するくじを行います。くじの1番の玉を引いた方が当選人となります。それでは、山田明議員、くじを引いてください。

【斎藤修市議員、村上次郎議員、宮崎信一議員立ち会いの上、21番（山田明君）くじを引く】

議長（竹内睦夫君） くじの結果を報告します。

くじの結果、山田明議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいま副議長に当選されました山田明議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

山田議員、返事をお願いします。

【21番（山田明君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 副議長に当選されました山田明議員からごあいさつをお願いいたします。

【副議長（山田明君）登壇】

副議長（山田明君） ただいま3名の方の抽選によりまして、不肖私が副議長という大役を仰せつかりました。何分にもこのような男でございますので、皆さんの協力を得ながら、議長の補佐として、これからも皆さんと一緒に頑張っていきたくて思っておりますので、何分にもよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（竹内睦夫君） 次に、日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって議席を定めることにしますが、申し合わせに従い、抽選により指定します。

申し合わせにより、議長は最終番号の24番、副議長は最終番号の前、23番になりますので、この抽選には24番、23番は入っておりません。したがって、22人の方で本議席の抽選をお願い

します。

それでは、仮議席1番から順次抽選をお願いします。

【点呼に応じ各員抽選】

議長（竹内睦夫君） 抽選が終わったようでありますので、抽選の結果を後ほど事務局長から報告いたします。

その間に若干休憩します。

午前10時57分 休 憩

午前11時09分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6の議事を継続いたします。抽選が終わったようでありますので、抽選の結果を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、本議席番号とお名前を申し上げます。

1番飯尾善紀議員、2番佐々木正勝議員、3番市川雄次議員、4番池田好隆議員、5番宮崎信一議員、6番佐藤文昭議員、7番佐々木正明議員、8番小川正文議員、9番伊藤知議員、10番加藤照美議員、11番佐々木弘志議員、12番村上次郎議員、13番菊地衛議員、14番佐々木清勝議員、15番榊原均議員、16番竹内賢議員、17番佐藤元議員、18番斎藤修市議員、19番佐々木平嗣議員、20番池田甚一議員、21番本藤敏夫議員、22番佐々木正己議員、23番が副議長の山田明議員でございます。24番が議長の竹内睦夫議員でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） ただいま事務局長が報告したとおり議席を指定します。氏名プレート等は皆さんそれぞれ持参して、その議席に着席願います。

.....
【指定された議席】

1 番	飯	尾	善	紀	2 番	佐	々	木	正	勝
3 番	市	川	雄	次	4 番	池	田	好	隆	
5 番	宮	崎	信	一	6 番	佐	藤	文	昭	
7 番	佐	々	木	正	明	8 番	小	川	正	文
9 番	伊	藤		知	10 番	加	藤	照	美	
11 番	佐	々	木	弘	志	12 番	村	上	次	郎
13 番	菊	地		衛	14 番	佐	々	木	清	勝
15 番	榊	原		均	16 番	竹	内		賢	
17 番	佐	藤		元	18 番	斎	藤	修	市	

19 番 佐々木 平 嗣
21 番 本 藤 敏 夫
23 番 山 田 明

20 番 池 田 甚 一
22 番 佐々木 正 己
24 番 竹 内 睦 夫

.....
【各議員、仮議席から指定された議席に移動、着席】

議長（竹内睦夫君） 次に、日程第 7、常任委員の選任及び日程第 8、議会運営委員の選任の 2 件を一括議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、次のとおり指名します。事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、順不同でございますが、総務常任委員、佐々木清勝議員、池田好隆議員、斎藤修市議員、佐々木弘志議員、佐々木正己議員、竹内睦夫議員、佐々木正明議員、榊原均議員。

教育民生常任委員会でございますが、村上次郎議員、竹内賢議員、本藤敏夫議員、佐藤文昭議員、菊地衛議員、佐藤元議員、伊藤知議員、市川雄次議員。

産業建設常任委員会でございます。山田明議員、飯尾善紀議員、池田甚一議員、佐々木正勝議員、佐々木平嗣議員、小川正文議員、加藤照美議員、宮崎信一議員、以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 以上のように、それぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

【16 番（竹内賢議員）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） ちょっと休憩していただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休 憩

午前 11 時 25 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開いたします。

日程第 7 及び日程第 8 の議事を継続いたします。常任委員の選任については、先ほどの事務局長報告のとおり、それぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、以上のように決定いたしました。

各常任委員会は、ただいまのところ、「正・副委員長が欠けたとき」に該当しておりますので、本職において各常任委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。また、各常任委員会から議会運営委員もあわせて選出願います。

総務委員会は第1会議室、教育民生委員会は第2会議室、産業建設委員会は第3会議室です。それでは、それぞれの委員会室において審議願います。

暫時休憩します。

午前 11 時 26 分 休 憩

午前 11 時 43 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7及び日程第8の議事を継続いたします。各常任委員会の正・副委員長及び議会運営委員を事務局長より報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、報告します。

総務委員会でございますが、委員長が池田好隆議員、副委員長が佐々木弘志議員。

教育民生委員会が、委員長、菊地衛議員、副委員長が伊藤知議員。

産業建設委員会でございますが、委員長が宮崎信一議員、副委員長が加藤照美議員でございます。

議長（竹内睦夫君） 各委員会の正・副委員長は、以上のとおり決定しました。

次に、議会運営委員を事務局長より報告させます。

事務局長（竹内享一君） 議会運営委員でございますが、申し合わせによりまして、最初に副議長の山田明議員、総務委員会から、委員長の池田好隆議員と佐々木正己議員、教育民生委員会からは、委員長の菊地衛議員と市川雄次議員、産業建設委員会からは、委員長の宮崎信一議員と飯尾善紀議員。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 以上のようにそれぞれ指名します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり決定いたしました。

議会運営委員会は、ただいまのところ、「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。

正・副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第1会議室です。

暫時休憩します。

午前 11 時 46 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8の議事を継続いたします。議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。資料は、皆さんのお手元に配付してあるものです。

事務局長（竹内享一君） それでは、議会運営委員会でございますが、委員長に市川雄次議員、副委員長に佐々木正己議員です。以上です。

議長（竹内睦夫君） ただいま報告のとおり決定いたしました。

日程第9、議会広報編集委員の選任を議題とします。

議会広報編集委員は、申し合わせにより、議長、副議長、議会運営委員長の3人と、各委員会から1人ずつとなっておりますので、これを選出願います。

総務委員会は第1会議室、教育民生委員会は第2会議室、産業建設委員会は第3会議室です。

暫時休憩いたします。

午後1時02分 休憩

午後1時06分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9の議事を継続いたします。ただいま御協議いただきました議会広報編集委員を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、報告します。

議会広報編集委員でございますが、議長の竹内睦夫議員、副議長の山田明議員、議会運営委員長の市川雄次議員、それから、総務委員会からでございますが、斎藤修市議員、教育民生委員会から村上次郎議員、産業建設委員会から小川正文議員。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 以上のように指名します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。議会広報編集委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報編集委員会を招集します。

正・副委員長を互選して報告願います。

議会広報編集委員会は第2会議室です。

暫時休憩します。

午後1時06分 休憩

午後1時09分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9の議事を継続いたします。議会広報編集委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、報告いたします。

議会広報編集委員会の委員長でございますが、村上次郎議員、副委員長には斎藤修市議員。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 以上のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時09分 休憩

午後1時11分 再開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開いたします。

日程第10、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。議長がこれを指名することに決定いたしました。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に4番池田好隆議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4番池田好隆議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4番池田好隆議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました4番池田好隆議員が議場におられます。よって、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

しばらく休憩します。

午後1時12分 休憩

午後1時13分 再開

副議長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、24 番竹内睦夫議員の退場を求めます。

【24 番（竹内睦夫君）退場】

副議長（山田明君） 議長から総務常任委員を辞職したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、竹内睦夫議長の総務常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 1 時 14 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、議案第 82 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）から日程第 15、議案第 85 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）までの議案 4 件を一括議題といたします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 議員各位におかれましては、臨時議会、大変御苦労さまです。

提案しております議案の要旨について御説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る 4 月 23 日に執行されました、にかほ市として初めての市議会議員選挙で御当選されましたことに、まずもってお祝いを申し上げます。また、先ほどは、竹内睦夫氏の議長の就任を初め、新しい議会体制が決定されましたことに対しましても、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

さて、にかほ市も誕生して 7 ヶ月が経過いたしました。18 年度から本格的なまちづくりを進めることとなります。御承知のように、にかほ市を取り巻く環境も、人口の減少や少子・高齢化社会の進展、そして、国の三位一体の改革に伴う国や県からの財政支援の削減など、大変厳しく、難しい課題が山積しているところでございます。こうした現状を踏まえ、合併の効果を積極的に活用しながら、一つ一つの課題に対応し、さらに活力のある新たなふるさとを実現していくために全力を傾注してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議員各位とは、これからのまちづくりについて活発な議論を重ねながらも、市民の負託にこたえることができるようにかほ市の建設に向けて、ともに力を合わせて進めてまいりたいと考えてお

りますので、今後とも温かい御理解と御協力、そして御鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、改選後、最初の市議会に提案しております議案の要旨を御説明申し上げます。

議案第 82 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）でございます。企業債償還金が 42 万 7,000 円不足となったため、専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第 83 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）でございます。地方税法等の一部を改正する法律などが平成 18 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例の一部を改正する必要性があり、これらの改正のうち、平成 18 年 4 月 1 日施行の改正部分について専決処分をしたものでございます。

議案第 84 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,011 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92 億 347 万 8,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、児童運営費の国県負担金が 5,654 万 4,000 円追加交付されたこと及び象潟中学校建替事業で屋内運動場の補助単価が決定したことに伴い、国庫補助金、地方債合わせて 2,010 万 5,000 円を減額し、同額を象潟中学校建設基金から繰り入れし、財源の組み替えを行ったものでございます。

歳出の主なものとしては、国県支出金及び地方債を既存の一般財源等と財源振替を行い、差引額 4,000 万円を財政調整基金に積み立てをしたものでございます。

議案第 85 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 992 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ 132 億 1,492 万 4,000 円と定めるものでございます。

歳入については、象潟観光振興施設整備基金から繰り入れするものでございます。

歳出については、ねむの丘の売り場スペースの増設に伴い、建築基準法の定めにより、既存のエレベーターに遮炎などの設備を増設するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長などが行いますので、よろしく御審議をいただき、御承認及び可決をくださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。

ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 82 号について補足いたします。

2 ページをお願いいたします。資本的支出であります。1 款 2 項 1 目企業債償還金 1 節企業債償還金、これは企業債の元金であります。これの集計作業に違算がありまして、42 万 7,000 円の不足を生じたので、補正させていただきました。償還日が 3 月 27 日ということで、やむを得ず行ったものであります。また、これによって不足する財源につきましては、第 2 条のほうに書いてありますけれども、引継ぎ補てん財源で補てんしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（竹内睦夫君） 次、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 83 号の市税条例の一部改正の要点を御説明申し上げたいと思います。皆様のお手元のほうに、要点の改正の説明資料をお配りしておりますけれども、今回、主な点を私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

1 つ目といたしまして、4 ページでございますけれども、個人市民税の非課税限度額の改正が今回なされております。このものにつきましては、第 24 条の第 2 項の附則の第 5 条の第 1 項に掲載されておりますけれども、個人市民税均等割及び所得割は、特に低所得者の税負担に配慮し、所得金額が一定水準である者は非課税となるということで、引き下げるものでございます。

非課税限度額は、均等割についてでございますけれども、生活扶助基準額を、所得割については生活保護基準額を勘案して設定されております。これらの基準額の改正を踏まえ、これらの基準額程度の所得しか得ていない者が非課税扱いとなるように水準を見直してきたところでございます。

これらの基準額が変更されたことに伴いまして、個人市民税の均等割及び所得割について、所得金額に対する非課税限度額の算定に当たっては、扶養親族等を有する場合の加算額を、均等割にあつては 17 万 6,000 円を 16 万 8,000 円に改正したものでございます。また、所得割に当たりましては、35 万円を 32 万円にそれぞれ見直し、非課税限度額を引き下げたものでございます。このものについては、平成 18 年度以後の分から適用するという御理解をいただきたいと思ひます。

2 つ目といたしましては、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設でございます。附則の第 10 条の 2、第 5 項を追加するものでございます。災害に強い国づくりを推進する観点から、一定の耐震基準を満たさない住宅の自発的な耐震改修をより効率的に促進するための制度創設でございます。昭和 57 年 1 月 1 日以前から所有しております住宅について、平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年の 12 月 31 日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう、一定の改修工事 — 1 戸当たり工事費 30 万円以上のもの — 行つた場合は、改修後 3 ヶ月以内に市へ申告した場合に限つて、税額を — 120 平米相当分まで — 2 分の 1 減額するというものの措置でございます。

なお、平成 18 年から 21 年までの改修は 3 年間、22 年から 24 年までは 2 年間、25 年から 27 年までは 1 年間というふうな適用になっております。

3 つ目の主な改正点でございますけれども、このものについては、土地に係る固定資産税の税負担の調整措置でございます。このものについてはお手元の資料にお配りしておりますように、附則の第 11 条、11 条の 2、12 条、12 条の 2、13 条、13 条の 3 というふうに調整措置が図られております。

ことは 3 年に一度の評価替えの年に当たり、地価公示価格をもとに土地の評価額の決定を行い、4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、固定資産税の縦覧を現在行つているところでございます。今回の改正では、平成 18 年度の評価替えに伴いまして、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準の低い宅地については、これまでの一律の調整率による負担調整措置は、すべての土地の負担が均衡するまで長期間を要することありますので、評価額と税額が、今まで直接連動しておらな

かった関係上、納税者にとってもわかりにくいとの問題があったことから、今回その均衡化を一層促進するための措置でございます。

例えば、商業地等でございますけれども、負担水準が70%を超えるものについては、当該年度の評価額の70%を課税標準額とするということで、それ以上のものは課税をしないという形になります。また、負担水準が60%以上70%以下については、前年度の課税標準額を据え置くという形になります。また、負担水準が60%未満については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とするということで、今回大きな改正点はこの点でございます。当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額ということで、評価額の20%を下回る場合は20%相当ということで、今回は下のほうの積み上げがなされております。そういうことで、今回の税負担の調整措置がなされております。

また、住宅用地でございますけれども、このものについては商業地と違いまして、負担水準が80%以上のものは前年度の課税標準額を据え置くという形になります。また、2つ目は、負担水準が80%未満のものは、前年度課税標準額に、当該年度の評価額に、住宅用地の特例率ということで、6分の1または3分の1を乗じて得た額という形で、この額に5%を加えた額を今回新たに改正の基準といたしております。当該額が本則の課税標準額の80%を上回る場合は、80%で上限にいたしております。20%を下回る場合も20%ということで、今回下のほうが若干の税収の増になっております。

なお、その他の字句の改正及び特例期間の改正等も今回の主な内容となっております。

以上で、簡単ですが補足説明とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） これから、議案第82号平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、これを順次許します。なお、発言は自席で行ってください。 — 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 資本的収支の不足する部分、これは引継ぎ補てん財源で措置と、こういうふうになっております。それで、引継ぎ補てん財源、これが総額だけでどのくらいあるのかと。

それから、旧3町ごとの内訳、わかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答えいたします。引継ぎ補てん財源ですけれども、これは旧3町が合併してなくなったために、新市に引き継ぐということで、このような名称となっております。

総額でございますが、4億6,350万3,378円、これが3町の総額でございます。単町ごとに申し上げますと、旧仁賀保町でございますか、3億7,985万3,139円、旧金浦町が2,704万5,889円、旧象潟町が5,660万4,350円、これが引継ぎ補てん財源となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 池田議員、いいですか。

4番（池田好隆君） はい、了解しました。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようですので、これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第 83 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第 2 号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。 — 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 通告書にありますけれども、4 点質問します。

1 つ目は、市税条例の提案されているわけですが、この大もとになっている地方税法が変えられたとそういうことで、今回の市民税、あるいは固定資産税について改正が出されているわけです。納税する側から見て、この地方税法そのものは、一部、先ほどの説明では負担増になるというようなことも含まれているようですが、全体的には増税なのか、あるいは減税になるのか、ポイントだけで結構ですから、その点一つお願いします。

2 つ目は、第 24 条 2 項の加算額ですが、8,000 円低くなっている。生活保護基準が変わったというようなこともあったようですが、この課税対象者がふえたのかどうか、ふえたとしたら、その人数や額はどうか。

3 つ目は、附則第 5 条第 1 項中の所得割が、これも 3 万円低くなっています。それで課税人数と額がふえているのでないかというふうに推測するわけですが、ふえているとしたら、どれだけになっているかと。その内容についてお尋ねします。

5 ページの附則第 11 条以降の固定資産税なんですが、これは急激な負担増にならないようにということで、毎年 2.5% 程度ずつ引き上げるといふ調整措置のようですが、今回 5% というふうになると、パーセントでいけば 2 倍にふえていくというふうになるのでないかと思うんですが、これが増額の方向と見ていいのかどうか。その結果、増税になっているのかどうか。その部分によっても、ふえている、あるいは減額になるというふうなところもあるかと思うんですが、その内容についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 1 番目と 2 番目の御質問は重複しておりますので、同時に御説明させていただきますというふうに思っております。

最初に、市民税についてでございますけれども、今回の税法改正によって、市民税並びに固定資産税は納税者から見て増税になるのかという御質問でありますけれども、今回の改正については、個人市民税の非課税限度額についての生活保護基準などの見直しなどに伴った改正でありまして、新たな課税対象が若干生まれてきておりますけれども、増税とは言いにくい部分でないかなというふうに理解しております。

また、固定資産税については、平成 18 年度の評価がえに伴いまして、土地の平成 18 年度から 20 年までの各年度分の固定資産税の負担調整の方法について改正を行うものでございます。今までは、例えば前年度課税額の 0.15% の掛率とかというような掛率でありましたけれども、今回は、最低の限度額のところの数値の負担水準のもの引き上げ等になっております。そうしたことは、本来の税の均衡を失わないための今回の固定資産税の改正の措置というふうに私どもは理解をいたしております。

なお、平成 15 年度の前回の評価時点では、2% の課税標準額の増でございます。平成 16 年度は 1%、

そして、17年度は1.01%、今回の平成18年度の改正は、2.68%の増になる見込みでございます。

2つ目の24条の第2項の改正に伴う加算額の8,000円の減による新たな課税対象者と課税額についてでございますけれども、今回について、個人市民税の均等割の非課税限度額の引き下げの改正ですが、新たな課税対象者は7名でございます。新たな税の増収分は、3,000円の均等割の7人分ということで、2万1,000円の増を見込んでおります。

それから、第3点目の、附則の第5条の第1項の改正に伴う加算額の3万円の減による新たな課税対象者数と課税額についての御質問でございますけれども、このものは、扶養親族等を有する場合の加算額を3万円引き下げたものでございますけれども、新たな課税対象者は32名でございます。課税額の増といたしまして、11万5,500円を見込んでおります。税額が増となる方が5名ほどおります。新たに課税されるものが32名分ということで、2つ合わせての課税額の増が11万5,500円でございます。

それから、第4点目の附則の第11条以降の固定資産税に関する負担調整措置のほうは、増税の方向かという御質問でございます。また、その人数と額についてという御質問でございますけれども、このものについては、平成18年度の評価替えに伴いまして、土地の平成20年度までの各年度分の固定資産税の負担調整方法について改正するものでございます。

これまでの住宅用地の場合、評価額に対する課税標準額の割合、負担水準が8割に満たない場合は、それぞれの負担水準に応じて、当該年度の課税標準額は前年度課税標準額の2.5%から15%までアップしてきたところが今までの評価替えの主な改正点でございましたけれども、今回の改正の趣旨といたしましては、負担水準の低い土地に対する課税の不公平の早期の解消を図ることを目的にいたしております。

本来の税負担の水準に達していない土地の場合、前年度課税標準額に一律評価額の5%をプラスとして、負担水準が2割に満たない土地があった場合は、一律評価額の2割まで引き上げるというのが今回の大きな改正点でございます。

このような改正の中で、当町といたしましては、試算したところ、総体的に税収増ということで、2.68%で948万6,000円、2.68%の税収増の見込みでございます。金額にいたしまして948万6,000円の増を見込んでおります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の説明で、均衡をとるために負担水準の低いところに合わせるということなんですが、今の固定資産税、評価そのものが、土地、バブルがはじけた、その後の評価額がかなり下がってきているというようなときもあって、今はちょっと、ほぼ平準化されているかもしれませんが、これまでの間に、評価額が下がったということで、固定資産税の課税率等が下がったことがあったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。特に一般住宅の場合は、土地並びに住宅から何か利益を得るといようなものではないので、これの課税を強めるということは適当ではないというふうに考えるわけですが、その点について、もしわかりましたらお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（須田正彦君） 御質問にお答えいたします。

現時点までは、先ほども現在までの固定資産税の評価に対するアップ率を申し上げてきたところでありまして、引き下がった経緯は、今まで過去になかったんじゃないかなというふうに記憶をいたしているところであります。

なお、今回の税負担の引き上げ等についてでございますけれども、例えば20%未満でありますと、例えば前年度課税の15%、その上の段階のものについては10%、そして、その30%までのものについては0.75というふうに、段階的に負担水準を課税してきたわけですが、それを、例えば端的な例を申し上げますけれども、従前、例えば市街地、ここの武道島ですけれども、例えば武道島みたいな場合に、農地から宅地に転用された場合、そうしたものの負担水準が非常に、従前の宅地から見ますと低い課税標準額になっております。そうしたものの改正を今回はいたしたいということが主な税の改正のねらいでございます。そういう形で今回は改正をさせていただきたいというふうに御理解をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、それでは、議案第84号、85号についての補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の補足説明をいたしたいと思います。

歳入歳出の予算総額にそれぞれ4,011万円を追加補正して、歳入歳出の予算総額を92億347万8,000円とするものであります。

5ページをお開きいただきたいと思います。歳入、5ページをお開きいただきたいと思います。第2表の繰越明許費の補正は、金浦コミュニティセンターのサッシ取替工事等のほか2件の繰り越しでございます。年度内の完成ができないため、工期を4月28日まで延長したものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。第3表の地方債の補正は、3月定例議会で補正第3号で御説明申し上げてきているところでありますけれども、本地域は、寒冷地及び塩害地域として、通常の建設補助単価、平米当たり屋内運動場16万200円でございますけれども、本市といたしましては、できるだけ多くの補助単価の要望ということで、50%のかさ上げした要望をいたしたところでございます。そうした補助単価が24万300円で、国・県のほうに要望しておりましたけれども、通常の建設補助単価の40%のかさ上げした単価で22万4,000円で採択されたことに伴い、今回、地方債3億2,890万円から3億1,550万円に変更するものでございます。

なお、実施面積につきましては、2,247平米で変更はございません。また、補助資格面積につきましても、3月に御説明申し上げましたとおり、補助資格面積が1,237平米でございます。総事業費は5億9,822万8,000円ほどでございますけれども、こうした形に変更させていただいております。

9ページをお開きいただきたいと思います。歳入の2款第1項所得譲与税から11ページの10款

の交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付金の確定による補正でございます。なお、9 款の地方交付税は、特別交付税で、ことしは全国的に記録的な豪雪と市町村合併の大幅な進展などの要因によりまして、予算計上額に対しまして 5,714 万 4,000 円の減の 5 億 5,611 万 4,000 円と厳しい配分となっております。

予算額は 6 億 1,325 万 8,000 円ほど計上しておりましたけれども、平成 16 年度と比較いたしましても、旧 3 町の合計額が 3 億 2,900 万円でございます。そうしたことから見ますと、合併に伴いまして、合併に伴う経費等が今回特別交付税として配分されております。今回は、対前年度比から見ますと、69.1%の特交の増額となっております。

全県的に、この特別交付税についてはかなり落ち込んでいるわけでございますけれども、市町村に対する特別交付税は、全国平均で前年度対比 5.5%の減額でございます。そうしたことから、今回は厳しい配分となっております。

また、13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、保育所運営費負担金の追加交付があり、増額補正いたしましたものでございます。

12 ページをお開きいただきたいと思います。13 款 2 項 1 目につきましては、民生費国庫補助金でございますけれども、進行性の筋萎縮症者の療養給付の補助金で、県補助金として予算計上しておりましたけれども、新市においては、2 分の 1 が国庫補助金として交付決定になったことに伴いまして、県補助金から財源の振り替えをいたしたものでございます。

また、3 目の土木費国庫補助金でございますけれども、本年の豪雪に対する補助対象除雪事業費の 2 分の 1 として、1,200 万円が補助金として今回交付決定されたものによる補正でございます。

4 目の教育費国庫補助金は、象潟中学校の建て替え事業でございます。屋内運動場でございますけれども、先ほど申し上げましたように、上限に近いかさ上げの 50%を要望しておりましたけれども、40%分になったということで、今回は 670 万 5,000 円ほどの減額補正でございます。

14 款の 1 項の 1 目でございますけれども、民生費県負担金は、国庫補助金と同様に、公営保育所の運営費の負担金の追加交付がありまして、増額補正したものでございます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。15 款の 2 項の 1 目の不動産売払収入でございますけれども、一般国道 7 号の平沢交差点改良事業に伴う旧仁賀保庁舎前でございますけれども、その土地の売り払い収入として、13 筆で面積が 316 平米ほどでございますけれども、国土交通省に売り払いしたものでございます。

なお、単価については平米当たり平均約 4 万 3,088 円で、国土交通省へ譲渡したものでございます。

17 款の 2 項の 1 目象潟中学校建設基金繰入金でございますけれども、このものにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、屋内運動場の建設単価の決定に伴いまして、基金を繰り入れするものでございます。

なお、昨年合併時点の 10 月 1 日現在の象潟中学校の建設基金高は 5 億 412 万 8,000 円でございますけれども、今回の基金繰入額 2,010 万 5,000 円を含め、17 年度の基金繰入額は 1 億 9,495 万 8,000 円で、平成 17 年度末の象潟中学校の建設基金の現在高は 3 億 927 万円となっております。

続きまして、19 款の 1 項の市債 7 目の教育債でございます。このものについては、また屋内運動場の市債でございますけれども、3 号補正では、3 億 2,890 万円の教育債の歳入を見込んでおりましたけれども、今回の建設単価の確定によりまして、1,340 万円ほど減額するものでございます。このものについては、面積差、単価差ということで、起債についてはいろいろ算定方法がございますけれども、1,340 万円の減額でございます。

歳出のほう、14 ページをお開きいただきたいと思えます。歳出については、国庫負担金、国庫補助金、県負担金等の増額による財源振替や、財産収入の増額によりまして、2 款 1 項 2 目の財政調整基金に 4,000 万円今回積み立てするものでございます。

なお、今回の積み立てによりまして、3 月末のにかほ市の財政調整基金額は 9 億 4,000 万円の現在高でございます。

以上で総務部関係の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次、議案第 85 号の補足説明。産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 85 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）の補足説明をいたします。

6 ページをお開き願います。歳入、18 款繰入金 2 項基金繰入金 5 目 1 節象潟観光振興施設整備基金繰入金 992 万 4,000 円ですけれども、これは同基金を財源に、ねむの丘エレベーター改修工事を行うもので、同基金は 3 月末日で 4,500 万円でありましたので、補正後の基金残高は 3,507 万 6,000 円になります。

次に、下のページの 7 ページ、歳出であります。7 款商工費 2 項観光費 2 目観光施設費 13 節委託料 42 万 4,000 円、15 節工事請負費 950 万円は、ねむの丘エレベーター改修工事に係るものであります。財団法人にかほ市開発公社・道の駅象潟「ねむの丘」では、開業以来年々売上額を伸ばしておりましたけれども、平成 15 年度の売上額 5 億 1,123 万 2,000 円をピークに減少傾向にあります。日本経済の低迷を初めとする各種要因が考えられますけれども、このままの状況では、今後赤字決算が見込まれることが危惧され、現段階で収益増高の改善策として、販売拡充と新分野の進出、そして、観光客がたくさん訪れる夏季の売上額のアップを図るために、トイレから南側にある農林水産物直売施設までの観光客の流れを一たん中核施設でとめまして、その中への立ち入りを促す相乗効果も見込んでおりました。正面玄関右側にファストフード店ほか 3 店舗分、お手元のほうへ配付しております平面図でありますけれども、横が 18 メートル、幅 5 メートル、面積にして 90 平米の売り場増設の建設を計画しております。去る 3 月のにかほ市開発公社役員会において議決されているところであります。

なお、この増築計画に関する事業費は、同法人がこれまで純利益を積み立てておりました未処分利益の中から充当するもので、増築工事費は約 1,600 万円を見込んでおります。

しかしながら、建築基準法の一部改正が平成 14 年 6 月をもって施行されたことに伴いまして、それまではエレベーター自体がみなし防火戸として認められておりましたが、**縦穴** — エレベーターとか階段でありますけれども、これらの防火区域の考え方が強化されたことにより、この法に対する措置 — 工事でありますけれども、これらを講じなければ建築基準法に適合しない建物とい

うこととなりますので、増設工事を行うことはできないこととなります。市としては、同法人が将来とも健全な企業運営が継続できるように、ねむの丘管理運営委託契約による委託者として、エレベーター部分について建築基準法の定めるところにより、防災装置でありますファイヤーブロックのカタログというか、コピーしたものを差し上げておりますけれども、こういう設備でありますけれども、このファイヤーブロックの設置工事を行いたく予算計上をしているものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 以上で補足説明が終わりました

次に、議案第 84 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。 — 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 先ほどの説明でほとんど理解しました。ただ 1 つ、地方交付税減額の関係でいうと、豪雪というようなこともちょっと触れておりましたし、また、全体として前年度対比で 5%強の引き下げになっているというふうな説明があったわけですが、減額の理由の 1 つに、豪雪で各市町村、あるいは県等へ多く支出しなければいけなくなったというのが入っているのかどうか。それから、それとはかかわりなく、全体として国の悪い方策のために、地方交付税を引き下げているのか、その 1 点についてだけ質問します。

2 つ目については、先ほどの説明でわかりました。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 地方交付税の特別交付税の減額分でございますけれども、平成 17 年度は、災害が非常に多い年でございまして、例えば福岡県の西方沖地震、そして梅雨前線の豪雨などによる各地の災害、また、宮城沖地震、台風 14 号、そして今回の豪雪、長野県、新潟県の豪雪によりまして、配分が、そちらのほうに多分多目に配分されていると思います。そういうことから、今回秋田県の場合も減額で、今回調べたところ、県のほうに確認したところ、特別交付税が一番伸びたのが、にかほ市で 69%です。69.1%。そして、2 番目、3 番目が、秋田市と仙北市が 30%台で、軒並み、それ以下の方向になっております。にかほ市といたしましては、県内で一番特交が伸びた市と言われております。

また、先ほどからも御質問がありましたけれども、全国ベースでは、交付税については、特交は全国で 1 兆 140 億円でございます。対前年度比で 6.4%の減額でございます。秋田県の場合は 11%の増になっておりますけれども、192 億 2,234 万円が今回秋田県に特別交付税として配分されております。

以上でございます。

【12 番（村上次郎君）「了解」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、9 番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） 最初の不動産の売り払いに関しては、先ほど丁寧な説明がありましたので、割愛します。

中学校のほうの関係なんですが、地方債、あるいは市債も全部決定したということで、これから

建設に入る準備はできたのではないかなと、私自身思っているんですが、今後の日程をひとつお伺いしたいと思います。

また、建設に関しては、地域の活性化のためには市内業者を多く活用するのが一番よいかと思うんですが、今後どのような業者をお願いしていくのか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） では、伊藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど総務部長のほうからいろいろ説明がございましたが、今後、体育館と共同調理場建て替え事業の日程につきましては、今月中旬には業者指名を行いまして、6月上旬に入札、そして仮契約、そして6月中旬には契約議案の提出を予定しております。

それから、先ほどの市内業者への発注等でございますけれども、透明性と競争性を確保しながら、地元業者が少しでも多くかかわりができるような方法を今現在検討している最中であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 最終的に、その中学校の体育館ができるのはいつごろと考えていますか。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） できれば、3年生の中学生が最後の卒業式を体育館でやれるような形で進めたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 5ページの繰越明許費の補正でございます。繰越明許費、しかも専決処分と、こういうことでございます。繰越明許費については、専決処分ではなくて、可能な限り予算を提案して、議会で審議をするというのが筋だと思いますけれども、この3月定例会の段階でどうしても上程できなかったのかどうか、この点1点だけお伺いしたいと思います。

それから、11ページの地方交付税ですけれども、これは先ほどの説明がありましたので、了解いたしました。

繰越明許費、この1点だけお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、繰越明許費についてお答えいたします。

3月定例会に上程できなかった理由ということでございますが、この明許費補正の3件の事業につきましては、3月30日完成予定で一括工事を発注したものでございますが、御承知のように、ことしは天候不順の日が多く、3月も悪天候の日が大変多かったために、壁面のモルタル補修や塗装の抜きつけ工事が遅滞しまして、完成が4月にずれ込むことになりまして、17年度中の完成が見込めなくなったためでございます。そういうことで、3月定例会に上程できなかったのかということですが、定例会中には工事着工中で、3月末の完成を見込んでいたためでございます。

なお、金浦青少年ホームは、海からの風がまともに当たる立地条件のために、塩害や風雪、風雨による漏水を防ぐ工法や資材の検討に時間を要したことは事実でございますけれども、いずれにいたしましても、工事発注がおくれ、完成時期の見通しに私方の甘さがあったことは事実なものでご

ざいまして、おわびを申し上げたいと思います。以上です。

【4番（池田好隆君）「はい、了解いたしました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。－ 18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） 新人です。よろしくお願いします。

今回の補正予算で、ねむの丘のエレベーター改修工事設計監理委託料、それから改修工事費ですね。先ほど説明がありましたけれども、まず1つ目として、これは、改修工事は突発的なものであったのかどうか、または、前年度からこういうことをやらなきゃいけないというような計画があったのかどうかということをも1つ質問したい。

それから、2つ目は、市が管理するいろんな施設、委託も含めまして、同じようにいろんな改修やメンテナンスということが起こってくると思うんです。今の時点で、18年度の予算編成にはそのようなものはありませんでしたが、ほかにはありませんでしょうか。

それから、3つ目として、市が管理する施設において、これは設備ですから、毎年償却していくわけでございますね。これに対して、当然、改修やメンテナンス、こういうものが発生するわけですが、そういう施設の改修やメンテナンスというものは、簡単に単年度でぱぱっとできるものじゃないと思うんですが、中期的、もしくは長期的なそういう計画というのは、もしおありだったら、御説明願いたいと。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの齋藤議員の御質問にお答えします。

ねむの丘の売り場増築に当たりまして、建築基準法が一部改正され、確認申請が伴う増改築を行う場合には、エレベーター部分を遮炎性能を持つ防火設備で区画しなければならなくなったためのエレベーター防災装置の設置工事であります。道の駅象潟「ねむの丘」では、これまでも売り場増築の話はあったものの、去る3月のにかほ市開発公社役員会におきまして、売り場増築工事を含み、平成18年度ねむの丘管理運営受託事業計画及び予算の議決があったところであります。この議決を受けまして、同施設のねむの丘管理運営委託契約によりまして、委託者の責任としまして、エレベーター改修工事施工の予算計上でありまして、現エレベーター機能のふぐあい等による改修工事ではございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（須田正彦君） 2つ目と3つ目の御質問にお答え申し上げます。

平成18年度の当初予算におきましては、主なものとしたしまして、総合福祉交流センター、仁賀保のスマイルでございますけれども、冷暖房施設の改修工事を予定いたしております。また、老朽化が著しい清掃センターの屋根の張りかえ、また、破碎ごみのコンベアの機器の交換、また、象潟・

仁賀保公民館の改修、小・中学校などの教育施設の営繕、仁賀保駅の自転車置き場の改築工事も当初予算に計上して、改修を行う予定にいたしております。

今後も市の管理しております施設並びに機器など老朽化の著しいものについては、財政事情が許せば、できるだけ計画的に毎年メンテナンスや改修を行っていきたいというふうに考えております。

また、3 つ目の市が管理する施設の大規模改修やメンテナンスにおいて、今後計画的に実施していかねばならないものがあるかという御質問でございますけれども、今後、考えられるものにつきましては、例えば農業集落排水施設の整備、そして教育施設、市内の各小中学校など、現在いずれもいろんな形で考えております。いずれにいたしましても、施設改修などについては、実施計画、3 ヶ年計画の中で計上しながら、計画的に予算措置をして実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

【18 番（斎藤修市君）「了解しました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 先ほどの部長の補足説明で了解いたしました。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようですので、これで議案第 85 号の質疑を終わります。これで質疑を終わります。

これから、討論・採決を行います。

議案第 82 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ないようですので、議案第 82 号の討論を終わります。

これから、議案第 82 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 全員の賛成でございます。したがって、議案第 82 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 83 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 83 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処

分の報告及びその承認について（専決第2号）について反対の討論をします。

基本になる地方税法の改悪を受けて今回の条例が実施されるというふうになったわけですが、先ほどの答弁にもありましたように、市民税の均等割では7人の人が2万1,000円ほど、所得割では32名の人11万円ほどの増税。固定資産税では948万6,000円という増税になるということです。固定資産税の場合は、低所得者云々というふうには言い切れないと思うんですが、さきの均等割や所得割は、低所得者に対する課税強化というふうを考えられます。これは憲法25条にも反するのではないかというふうに思います。

さきの3月議会では、市民に対する増税による負担、影響は大変大きなものがあったわけです。公的年金控除の引き下げ、非課税措置の廃止、老年者控除の廃止、定率減税の見直し、配偶者の全額納付というようなことで、当時は、市民延べ1万6,765人に増税の影響があるという当局の答弁でした。さらに今回の増税というふうになっています。

にかほ市の市・県民税の滞納もふえつつあります。平成14年、2002年には115人というふうになっていたように思いますが、平成16年、2004年には218人と大幅にふえています。国保税の滞納もふえています。

市民に対する日本共産党の市委員会のアンケートにも、60代男性からの声として、このようなことがありました。「国民健康保険税は上がる、税金、医療費などすべて増額、年金生活の私にはとてもやりきれない。何とかならないものではないでしょうか」というような声も寄せられています。これらは、市単独ということではなくて、小泉政府と与党のアメリカと財界、大企業、金持ち優遇ということで、国民いじめ、弱肉強食の政策による流れの一つです。

最近、報道されているけれども、在日米軍再編計画の実施に当たって、必要な日本側の経費が3兆円以上などとされています。これは国民1人当たり2万5,000円、4人世帯では10万円にもなる大変大きな金額です。これまでの米軍援助や米軍言いなりでの協力の足元を見透かされて、このようなことを突きつけられてきているというのが小泉政府・与党ですが、これにに応じていくということになるのではないのでしょうか。今回提案されている市税条例の一部改正は、専決処分として進められているのはわかるわけです。しかし、国の悪政による国民いじめ、市民いじめを強めるという点は疑いもないことだと思います。

市当局や担当者では、市民に負担をかけていくというこのような提案は心苦しいものがあるのではないかと思います。しかし、この市民生活をますます困難に追いやる本議案、専決処分の承認はできないということを表明して、討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ないようですので、これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、議案第 83 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 84 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ないようですので、これで議案第 84 号の討論を終わります。

これから、議案第 84 号を採決します。この採決も起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 全員の賛成です。したがって、議案第 84 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 85 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ないようですので、これで議案第 85 号の討論を終わります。

これから、議案第 85 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 全員の賛成でございます。したがって、議案第 85 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2 時 25 分 休 憩

午後 2 時 35 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16、にかほ市開発公社理事の推せんについてを議題とします。にかほ市開発公社理事には、

総務常任委員会から、7番佐々木正明議員、14番佐々木清勝議員、教育民生常任委員会から、16番竹内賢議員、21番本藤敏夫議員、産業建設常任委員会から、2番佐々木正勝議員、19番佐々木平嗣議員、各議員を推薦します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、にかほ市開発公社理事に、7番佐々木正明議員、14番佐々木清勝議員、16番竹内賢議員、21番本藤敏夫議員、2番佐々木正勝議員、19番佐々木平嗣議員を推薦することに決定しました。

日程第17、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。議会運営委員長及び議会広報編集委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第102条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報編集委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び議会広報編集委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成18年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後2時38分 閉 会